

第 7 章

広域化推進方策

第7章 広域化推進方策

本計画を推進していくため、関係者の役割を次のように定め、広域化推進施策を講ずるものとする。一般廃棄物の処理を行う主体は市町村にあることから、県は専門的な助言及び技術的な支援により「ごみ処理の広域化」を促進していく役割を担っている。

1 実施体制と関係者の役割分担

1) 推進体制

推進体制の基本としては、既に6ブロックに設置された全市町村及び一部事務組合から構成される「市町村ブロック別協議会」を継続していくこととする。

2) 市町村ブロック別協議会の役割

本協議会は、本広域化計画を踏まえて平成19年度以降におけるブロックごとの広域的なごみ処理システムの全般計画を検討し、基本的な方向性を決定するものとする。

本協議会の役割及び組織構成は以下のとおりとする。

(1) 協議会の役割

本協議会は、各ブロックにおける広域的な施設整備を円滑に推進し、ごみの減量、処理・処分が安全かつ効率的に運営されるためのシステムを検討する主体であり、以下の基本的事項について意思決定を図るものとする。

①ごみの減量・リサイクルの広域的処理の推進

- ・ごみの排出抑制の基本的あり方
- ・ごみのリサイクルの基本的あり方
- ・分別収集品目の基本的なあり方
- ・普及・啓発の推進

②広域的な施設整備計画

- ・施設の集約化への基本的方針
- ・施設設置場所
- ・その他、併せ産廃の処理等地域特有の処理に関する事項

③収集運搬の基本的あり方

④地域振興の基本的あり方

- ・利便施設・地域融和施設の検討
- ・環境保全対策
- ・合意形成手法・手順の検討

⑤事業主体・事業費分担の検討

⑥その他必要な事項

(2) 協議会の構成

本協議会は原則的に以下から構成される。

- ①協議会委員：構成市町村長
- ②協議会作業部会委員：構成市町村担当部局長及び関係一部事務組合事務局長
- ③協力機関：県関係県民局
- ④事務局：代表市町村部局

(決定機関)

協議会委員	構成市町村長
協力機関	県関係県民局長
事務局	代表市町村部局

(作業部会)

作業部会委員	構成市町村担当部局長及び 関係一部事務組合事務局長
協力機関	県関係県民局環境課長
事務局	代表市町村部局

(3)協議会の任期

本協議会の任期は、ブロックのごみ処理の基本的事項が決定された時点までを目安とし、その後は広域的な施設整備・運営に係る事業体（一部事務組合等）に組織を移行することとする。

2 ブロック形成促進に向けた県の役割

本広域化計画の実施体制を構築するために、県は以下の事項について実施していくこととする。

1) 計画推進への支援、進行管理

本協議会が本広域化計画に基づいてブロックとしてのごみ処理の基本的事項を決定し、広域的な施設整備・運営に係る事業体へスムーズに移行するまでの間、県は積極的に、進行状況を把握・管理し、適宜市町村間の調整や技術的援助を行う。広域化に向けたブロック内の合意形成状況については、定期的にこれを集約して進行管理や県民への普及・啓発に活用していくものとする。

2) 県民・事業者の普及・啓発

本広域化計画を円滑に推進するために、住民や事業者に積極的に情報を提供し、理解・協力を求める。

3) 財源の確保

施設整備に係る交付金等の財源確保に向けて積極的に国に働きかけるとともに、計画段階においても必要に応じて事務費の一部負担等を行う。

3 広域ブロックの円滑な施設整備に向けて

広域的な施設整備・運営に係る事業体は、市町村ブロック別協議会が決定したごみ処理の基本的事項に基づいて、引き続き広域的な施設建設までに次のような手順を進めることになるが、詳細については「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2006 改訂版）」（社団法人 全国都市清掃会議）を参照する必要がある。

なお、市町村ブロック別協議会が引き続きこれらの手順の一部または全部を行うことを妨げるものではない。

1) 循環型社会形成推進地域計画の策定

交付金制度を活用する場合に必要である。

2) ごみ処理施設整備事業計画の策定

計画策定に当たっては、施設の位置、事業化の整備手法及び処理方式の決定が必要である。

3) ごみ処理施設の設置手続き

一般廃棄物処理施設の設置届出には、それまでに環境影響評価又は生活環境影響調査を実施し、その調査書を添付しなければならない。

4 広域ブロック施設整備の工程管理について

交付金制度のもとで、広域ブロックの施設整備を進めていく場合、下記のような標準的な工程と関係者の具体的な役割分担を参考にして、工程管理を行っていくことが必要である。なお、工程について広域的に進めていく場合の留意点を以下に整理する。

(留意点)

- 1) 基本的な計画策定や用地選定から施設整備が完了するまでには、最短でも 10 年程度の時間を要する。一般に周辺住民との合意形成には十分な時間が必要となる。
- 2) 地域計画を策定して、事前調査等を交付金の対象とするためには、地域計画提出前に建設用地の目処を付けておくことが不可欠である。
- 3) 広域ブロックの構成市町村の施設整備に向けた基本的な合意については、下記の工程以前に確定することが必要となる。

ー施設整備工程のモデルー

役割\時間	2年前～前年度	1年目			2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
		前期	中期	後期						
環境省				循環推進協議会	決定・交付金交付	交付金交付	交付金交付			事後評価
都道府県	(広域化計画での貼り付け)	広域化計画との整合		循環推進協議会		設置届け受理				
◆条件	○3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進する廃棄物処理施設の整備 ○人口5万人以上又は面積400km ² 以上の計画対象地域の構成									
県広域化計画・市町村基本計画	ごみ処理基本計画策定、ブロック内実施計画		既存計画との調整							
広域ブロック 循環推進地域計画 (協議会設置)			計画案作成・減量化推進審議会での審議	循環推進協議会	計画決定					
施設整備		適地選定	住民説明		生活環境影響調査等 整備交付金申請		施設建設 予算措置			事後評価

5 広域化促進のための工夫

1) 段階的広域化の導入

広域化処理施設の整備に対しては、様々な困難があるので行政間の連携が重要となる。そこで、連携を着実に深めていきながら、広域化を段階的に進めていくことも一つの手法である。下記に、緊急対応、恒久対応を経ていく段階的な広域化のイメージをまとめる。

- ◆緊急対応実施プロセスを通じ、地域住民の理解を熟成し、他施設のごみの受入や該当施設のごみの他施設への処理委託を通じて、運用上の広域処理を恒常化する。

区 分	運用上の広域化
対 応	緊急対応
内 容	*相互支援体制の確立、*施設対応（連続運転化、排ガス処理施設改造他）



- ◆現状の施設規模をベースにした全連続化を図る。

区 分	ダイオキシン対策
対 応	恒久対応
内 容	*隣接市町村との小規模広域化（24 t / 日 × 1 炉以上） *オーバーホール時の相互支援体制の強化～広域化



区 分	エネルギー回収
対 応	恒久対応
内 容	*本来の広域化（50～37.5 t / 日 × 2 炉以上） *ボイラー発電による所内電力の充足、灰溶融電力の供給

（参考資料）安田憲二、ごみ処理の広域化に向けて、廃棄物学会誌、Vol.9, No.7, p467

2) 過渡的な対応

広域ブロック内の施設整備について、現状の施設の耐用年数や地域特性等から過渡的な施設の整備や増設が必要となり、ブロックでの合意が図られる場合には、過渡的な対応を講じることができるものとする。